

ケアライフ南鹿児島非常災害時の対応について

- ・立地条件

当施設は海拔/標高 0m となり、地震の揺れや液状化のリスクは極めて高く
河川氾濫のリスクもほとんどない立地となります。

- ・災害情報入手方法

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して情報発信を行います。

- ・災害時の連絡先

ケアライフ南鹿児島 099-210-1165

施設社用携帯 080-3348-2232

- ・指揮体制

役割	担当者
災害対策部長	施設長
災害対策副部長	管理者
看護班長	看護員
介護班長	介護員
設備等担当班	事務員

- ・避難の判断基準と対応

地震における基準と対応	震度 6 弱以上の地震が発生し、施設や周辺地域の被害状況に応じ避難。避難場所は小松原市民館とし避難方法は職員誘導の元、状況に応じ車両か徒歩にて行う。
風水害における基準と対応	大雨特別警報や土砂災害、洪水警報等が発表され、施設や周辺地域の被害状況に応じ避難。 大雨や洪水警報については壱番館 2 階フロアー・貳番館 4 階フロアーに避難。土砂災害警報時の避難場

	所は小松原市民会館とし避難方法は職員誘導の元、状況に応じ車両か徒歩にて行う。
--	--

・避難場所までの避難経路 車で7分（2.3 km）



・人員体制と参集基準

当社では、大規模な災害発生時には、勤務外の職員にも緊急出勤を要請していくことにします。また、災害発生時には通信手段が不通になることを前提として、あらかじめ職員の参集基準を以下のとおりとします。

参集方法	緊急連絡網による参集	自動参集
判断基準	甚大な被害が生ずると推測される場合 ・大雨特別警報や土砂災害、洪水警報等が発表され、施設や周辺地域の被害状況が確認できた場合	甚大な被害が生じた場合 ・震度6弱以上の地震や豪雨災害等が発生し、施設に被害が及んでいる場合
地震	・施設所在地域で震度5弱が発生したとき	・施設所在地域で震度6弱以上が発生したとき
水害	・大雨、洪水、暴風雨、高潮特別警報等が発令され、施設所在地域で浸水等による被害が発生しそうなとき	・大雨、洪水、暴風雨、高潮特別警報等が発令され、施設所在地域で浸水等による被害が発生しそうなとき
その他	・地域生活に支障を及ぼす異常な自然現象があり、警戒態勢が必要なとき	・地域生活に支障を及ぼす異常な自然現象が発生したとき

・役職員等の緊急出勤の基準

災害の程度	管理職等	役職者	一般職員等
震度 6 以上	自発的に出勤	自発的に出勤	自発的に出勤
震度 5 強・弱	自発的に出勤し、施設の被災程度から、必要と判断した場合は職員に出勤指示	役職員等の指示・連絡により出勤	役 職 員 等 の 指 示・連絡により出勤
震度 4 以下	施設職員との連絡により、必要と判断した場合は出勤指示	同上	同上
風水害による被災	同上	同上	同上

ただし、下記の状態にある職員は対象外とします

- ① 職員自身、もしくは家族が負傷している場合
- ② 自宅建物が被災し家族が危険な状態にある場合
- ③ 小学生以下の家族の所在が不明でかつ連絡がとれない場合
- ④ 小学生以下の家族が自宅にいて、他に保護する家族がいない場合
- ⑤ 同居家族に高齢者や病人がおり、他に保護する家族がいない場合
- ⑥ 職員自身が外出先で帰宅難民となり、出勤が不可能な場合

・基本的対応事項

災害発生直後	・ 職員の安全確保 ・ 利用者の安否確認 ・ 利用者の見守り、声かけ、怪我の処置 ・ ライフラインの確認 ・ 施設内外や設備の被害状況の確認
--------	--

発生後	・ 参集職員と施設職員で対策会議 ・ 業務の再編成と職員の役割分担を決定 ・ 利用者家族やケアマネジャーへの連絡 ・ 法人本部と協議 ・ B C P 発動
2 日目以降	・ 優先業務の決定 ・ 休止の有無について本部と協議 ・ 利用者へ電話訪問 ・ ライフラインや建物の復旧状況により業務通常化へ

・ 非常災害対策計画

当施設の計画については HP へ掲載しておりますので定期的なご確認をお願い致します。